

みなみ区レクリエーションスポーツ用具貸出要綱

令和4年3月9日 南区市民部長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、地域関係団体等が行う行事の際、南区市民部地域振興課（以下「地域振興課」という。）で所管しているレクリエーションスポーツの用具（以下、「用具」という。）を、無料で貸出することにより、子どもから高齢者まで幅広い住民が気軽にスポーツに親しむ機会を作るとともに、地域におけるコミュニケーションの活性化を図ることを目的とする。

(地域関係団体の定義)

第2条 この要綱において、地域関係団体とは、南区内の町内会、青少年育成委員会、中学校区青少年健全育成推進会、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、福祉のまち推進センター、体育振興会、スポーツ推進委員会、PTA、単位子ども会、子ども会育成連合会、小学校、中学校、高等学校、大学、各種専門学校、幼稚園、保育園、児童会館、緑苑大学OB会、老人クラブをいう。

(貸出対象者)

第3条 用具の貸出を行う対象は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 地域関係団体
- (2) 地域関係団体内で結成されたクラブ等の活動団体
- (3) 複数の地域関係団体の連合体
- (4) その他地域振興課長が特に必要と認めた団体

(貸出用具)

第4条 貸出を行う用具は、地域振興課長が別に定める。

(貸出及び返却場所)

第5条 用具の貸出及び返却場所は、地域振興課とする。

(貸出期間)

第6条 用具の貸出期間は、貸出日、返却日を含めて8日間以内とする。ただし、8日間の貸出を行う場合で、貸出日の7日後が開庁日でないときは、翌開庁日を返却日とする。

2 南区の事業において用具を使用する期間については、貸出を行わない。

(貸出料金)

第7条 用具の貸出料金は無料とする。

(貸出の申込)

第8条 用具の貸出を希望する者は、みなみ区レクリエーションスポーツ用具貸出申込書(以下、「申込書」という。)を地域振興課に提出しなければならない。

- 2 申込書の様式は、地域振興課長が別に定める。
- 3 申込書の受付期間は、貸出日の3か月前の日(3か月前の応当日(同じ日)とし、応当日がないときはその月の末日、応当日又は末日が開庁日でないときはその直前の開庁日)から貸出日の前日(前日が開庁日でないときはその直前の開庁日)までの間とする。
- 4 申込書の受付は、1団体につき1枚までとする。新たな申込書の受付は、貸出期間の満了日以降に行うことができる。
- 5 貸出期間が重複する複数の申込書の提出があったときは、先着順に受付を行う。

(貸出の承認)

第9条 地域振興課は、前条の規定により受付した申込書について、使用目的が第1条に合致すること、及び申込者が第3条の規定を満たすことを確認した後、貸出の承認を行う。

(申込者の義務)

第10条 申込者は、使用者に用具を適正に使用させ、返却する際は貸出時の状態で返却しなければならない。

- 2 申込者は、使用者が、次の各号の一に該当する行為を行わないよう指導、管理しなければならない。
 - (1) 用具を第三者に譲渡、転貸すること
 - (2) 申込書に記載した以外の内容で、用具を使用すること
 - (3) 興行など営利目的活動で、用具を使用すること
- 3 使用者が、用具を損傷、又は紛失したときは、申込者が責任をもって修理、又はその損害に相当する額を賠償しなければならない。ただし、地域振興課がやむを得ない理由があると認める場合は、修理、又は賠償額を減額あるいは免除することができる。

(委 任)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、地域振興課長が定める。

附 則 (施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

みなみ区レクリエーションスポーツ 貸出用具一覧

	用具名	数量	備考
1	ポッチャ	3セット	ボール、審判具
2	フロアカーリング	1セット	ストーン、メジャー
3	ディスクゲッターナイン	1セット	フライングディスク、ターゲット、パイプ枠
4	囲碁ボール	1セット	スティック、ボール、フロアマット